

ごみの野焼き(野外焼却)は、 禁止されています。

《野焼きは、なぜ禁止されているのか？》

大気汚染物質の発生や周辺住民の生活環境（洗濯物に臭いがつく、煙たいなど）に影響を及ぼすほか、火災を引き起こす危険性も考えられることから、廃棄物処理法により禁止（※）されています。

違反者には、厳しい罰則が設けられています。（裏面を参照ください。）

《野外焼却禁止の例外について》

※廃棄物の野焼きの例外は、政令（廃棄物処理法施行令）により、次のとおり定められています。

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

（例）河川敷の草焼き、道路の草焼き、漂着物の焼却 など

2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

（例）震災、風水害などの応急・復旧対策の焼却、火災予防訓練 など

3. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

（例）正月の門松、しめ飾り等を焼く行事、塔婆の供養焼却、どんと焼き など

4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

（例）農家の稲わら、もみがら、畔草、果樹園の剪定木の焼却 など

5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

（例）暖を取るための焚き火、キャンプファイヤー、バーベキュー など

◎例外行為により焼却することは、あくまでも例外であることを十分に認識していただき、火災の危険性や、天候や風向き、焼却物を充分乾燥させるなど、周囲に迷惑のかからないよう十分に注意し、必要最小限にとどめましょう。

※ビニールやプラスチックなどの焼却は、量の多少に拘わらず禁止されています。

《罰則について》

違反者には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。さらに、法人の場合は、両罰規定（違反者とともに法人も罰する規定）で3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられています。

- ・廃棄物の焼却禁止（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）
- ・罰則について（同法第25条第1項第15号、同法第32条第1項第1号）

* 簡易焼却炉やドラム缶も使用禁止です。

以下の基準を満たすものは法律で使用が認められますが、家庭用焼却炉のほとんどが基準を満たしていませんので、使用しないでください。

【焼却炉の構造基準】（廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則 抜粋）

- ・廃棄物を燃焼室で摂氏800℃以上の状態で燃やすことのできるもの
- ・外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること
- ・燃焼室の温度を測定できる装置（温度計）があること
- ・高温で燃焼できるように助燃装置（バーナー等）があること
- ・焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること

◎適合炉を使用した廃棄物の焼却や例外行為の焼却であっても、ばい煙や悪臭に対して、近隣住民の方から通報があった場合などは、指導の対象となります。

◇ 市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



《お問い合わせ先》
宇和島市役所 市民環境部
生活環境課 環境衛生係
電話 0895-49-7013（直通）